

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
理事長 吉川 孝
✉toiwase@chie-club.net

Vol. 27

円滑化法：経過期間の特例規定の注意

あけましておめでとうございます！見通しの厳しい2010年が予測されますが、だからこそできる備えはしっかりしておくことが重要です。

このFax情報では、ずっと事業承継の計画取り組みの証として「経済産業大臣に対する確認」を生前に取っておくことが大切ですよとお伝えしてきました。

私の感覚では、まだまだ知らない方、理解の足りない方、勘違いをされている方が多くいらして、徒に機会を逃さないかと案じています。

そんな方に対して、平成20年10月1日から平成22年3月31日の間に発生した相続の場合については周知期間として考え、確認申請の手続きを緩和しています。

法の施行後間もない間は、経済産業大臣の確認を受けていることを認定要件とすること＝相続税の特例適用の要件とすることは酷と考え、以下のいずれかの条件に合致する場合には、実質的に計画的承継に係る取り組みを行っていたと考えて、確認を受けていなくてもOKとしています。

- 相続人が先代経営者（被相続人）の相続の開始の日前に役員に就任していたこと。
- 相続人が先代経営者（被相続人）の相続の開始の日前に自社株式や自社の事業用資産の贈与を受けていたこと。
- 上記のほか、実質的に計画的承継に係る取り組みを行っていたと認められること。

つまり、事業承継について何らかの計画的な事前の準備はしていたものの、この経営承継円滑化法の制度を知らないか、確認申請手続きを待たず亡くなったような場合に救済しようという措置です。それが、今年の3月31日までということです！

実際にそんな例がありましたが、先代社長が亡くなった時にその後継者候補の方は当社の社員にすらなっていないくて、訃報を知って駆け付け後継することとなったものの株価が高く相続が難しいこと知ったというケースです。

この場合には全く計画的取り組みがありませんから、そもそも経過措置の扱いを受けることもできませんが、もし事前の準備があったとして確認申請を省略できても、亡くなる直前に当社の役員に就任していなければ「経済産業大臣の認定」を受けることができませんし、その後の手続きである相続申告において自社株式について納税猶予の特例を適用することもできません。

その辺の法解釈について、一部に誤解や誤った指導があるということですのでご注意ください。

経過措置で確認申請が省けても、認定と相続申告とは要件が異なりますので、そこに経過規定は及ばないということです。 次回から、認定要件についてお話をしましょう。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）

 日成コンサルティング株式会社